

## 労働安全衛生法施行令

昭和四七・八・一九 政令第三一八号  
昭和五〇・一・二四 政令第四号  
昭和五〇・八・一 政令第二四四号  
(二部未施行)

### (定義)

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 アセチレン溶接装置 アセチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、溶解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。

二 ガス集合溶接装置 ガス集合装置(十以上の可燃性ガス(別表第一第五号に掲げる可燃性のガスをいう。以下同じ。)の容器を導管により連結した装置又は九以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、当該容器の内容積の合計が水素若しくは溶解アセチレンの容器にあつては四百リットル以上、その他の可燃性ガスの容器にあつては千リットル以上のものをいう。)、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。

三 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイ

ラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

イ ゲージ圧力一キログラム毎平方センチメートル以下で使用する蒸気ボイラーで、労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下「伝熱面積」という。)が〇・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの

ロ 伝熱面積が二平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又は水頭圧五メートル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ハ 水頭圧十メートル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの

ニ ゲージ圧力十キログラム毎平方センチメートル以下で使用する貫流ボイラー(管寄せの内径が百五十ミリメートル

ルをこえる多管式のものを除く。次号ニにおいて同じ。)で、伝熱面積が五平方メートル以下のもの(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が $0 \cdot 0$ 二立方メートル以下のものに限る。)

四 小型ボイラー ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。

イ ゲージ圧力一キログラム毎平方センチメートル以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が一平方メートル以下のもの又は胴の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの

ロ 伝熱面積が三・五平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又は水頭圧五メートル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ハ 水頭圧十メートル以下の温水ボイラ

ーで、伝熱面積が八平方メートル以下のもの

ニ ゲージ圧力十キログラム毎平方センチメートル以下で使用する貫流ボイラーで、伝熱面積が十平方メートル以下のもの(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が $0 \cdot 0$ 七立方メートル以下のものに限る。)

五 第一種圧力容器 次に掲げる容器(ゲージ圧力一キログラム毎平方センチメートル以下で使用する容器で、内容積が $0 \cdot 0$ 四立方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をキログラム毎平方センチメートルで表わした数値と内容積を立方メートルで表わした数値との積が $0 \cdot 0$ 四以下の容器を除く。)をいう。

イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱

する容器で、容器内の圧力が大気圧をこえるもの(ロ又はハに掲げる容器を除く。)

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧をこえるもの

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧をこえるもの

ニ イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点をこえる温度の液体をその内部に保有する容器

六 小型圧力容器 第一種圧力容器のうち、次に掲げる容器をいう。

イ ゲージ圧力一キログラム毎平方センチメートル以下で使用する容器で、内容積が $0 \cdot 0$ 二立方メートル以下のもの又は胴の内径が五百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの

ロ その使用する最高のゲージ圧力をキ

- 七 第二種圧力容器 ゲージ圧力二キログラム毎平方センチメートル以上の気体をその内部に保有する容器(第一種圧力容器を除く。)のうち、次に掲げる容器をいう。
- イ 内容積が〇・〇四立方メートル以上の容器
- ロ 胴の内径が二百ミリメートル以上で、かつ、その長さが千ミリメートル以上の容器
- ハ 移動式クレーン 原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンをいう。
- 九 簡易リフト エレベーター(せり上げ装置、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八条第六号から第十七号までに掲げる事業又は事務所に設置されるもの、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供される

- 十 建設用リフト 荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの(ガイドレールと水平面との角度が八十度未満のスキップホイストを除く。)をいう。
- 十一 ゴンドラ つり足場及び昇降装置その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する設備をいう。
- (総括安全衛生管理者を選任すべき事業場)
- 第二条 労働安全衛生法(以下「法」という。)第十条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 百人
- 二 製造業(物の加工業を含む。)、通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業及び機械修理業 三百人
- 三 その他の業種 千人
- (安全管理者を選任すべき事業場)
- 第三条 法第十一条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第一号又は第二号に掲げる業種の事業場で、常時五十人以上の労働者を使用するものとする。
- (衛生管理者を選任すべき事業場)
- 第四条 法第十二条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。
- (産業医を選任すべき事業場)
- 第五条 法第十三条の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、

次のとおりとする。

- 一 高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、ゲージ圧力一キログラム毎平方センチメートル以上の気圧下の作業室又はシャフトの内部において行なう作業に限る。）
- 二 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の作業
- 三 次のいずれかに該当する機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。）若しくは運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。）の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業
- イ 原動機の定格出力が七・五キロワツ

トをこえるもの

- ロ 支間の斜距離の合計が三百五十メートル以上のもの
- ハ 最大使用荷重が二百キログラム以上のもの
- 四 ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの作業
- 五 別表第二第一号又は第三号に掲げる放射線業務に係る作業（医療用又は波高値による定格管電圧が千キロボルト以上のエックス線を発生させる装置（同表第二号の装置を除く。以下「エックス線装置」という。）を使用するものを除く。）
- 五の二 ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業
- 六 木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かなな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を五台以上（当該機械のうち自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、三台以上）有する事業場において行なう当該機械による作業
- 七 動力により駆動されるプレス機械を五

台以上有する事業場において行なう当該機械による作業

- 八 次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業
- イ 乾燥設備（熱源を用いて火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二条第一項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ。）のうち、危険物等（別表第一に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。）に係る設備で、内容積が一立方メートル以上のもの
- ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時十キログラム以上、液体燃料にあつては毎時十リットル以上、気体燃料にあつては毎時一立方メートル以上であるものに限る。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が十キロワツト以上のものに限る。）

- 八の二 コンクリート破砕器を用いて行う  
破砕の作業
- 九 掘削面の高さが二メートル以上となる  
地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑  
の掘削を除く。)の作業(第十一号に掲げ  
る作業を除く。)
- 十 土止め支保工の切りばり又は腹おこし  
の取付け又は取りはずしの作業
- 十一 掘削面の高さが二メートル以上とな  
る採石法(昭和二十五年法律第二百九十  
一号)第二条に規定する岩石の採取のた  
めの掘削の作業
- 十二 高さが二メートル以上のはい(倉庫、  
上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、  
大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集  
団をいう。)のはい付け又ははいくずしの  
作業(荷役機械の運転者のみによつて行  
なわれるものを除く。)
- 十三 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、  
又は船舶において荷を移動させる作業  
(総トン数五百トン未満の船舶において  
揚貨装置を用いないで行なうものを除  
く。)

- 十四 型わく支保工(支柱、はり、つなぎ、  
筋かい等の部材により構成され、建設物  
におけるスラブ、けた等のコンクリート  
の打設に用いる型わくを支持する仮設の  
設備をいう。以下同じ。)の組立て又は解  
体の作業
- 十五 つり足場(ゴンドラのつり足場を除  
く)、張出し足場又は高さが五メートル  
以上の構造の足場の組立て、解体又は変  
更の作業
- 十六 ボイラー(小型ボイラー及び次に掲  
げるボイラーを除く。)の据付けの作業
- イ 胴の内径が七百五十ミリメートル以  
下で、かつ、その長さが千三百ミリメ  
ートル以下の蒸気ボイラー
- ロ 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸  
気ボイラー
- ハ 伝熱面積が十四平方メートル以下の  
温水ボイラー
- ニ 伝熱面積が三十平方メートル以下の  
貫流ボイラー(気水分離器を有するも  
のにあつては、当該気水分離器の内径  
が四百ミリメートル以下で、かつ、そ

- の内容積が〇・四立方メートル以下の  
ものに限る。)
- 十七 第一種圧力容器(小型圧力容器及び  
次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業
- イ 第一条第五号イに掲げる容器で、内  
容積が五立方メートル以下のもの
- ロ 第一条第五号ロからニまでに掲げる  
容器で、内容積が一立方メートル以下  
のもの
- 十八 別表第三に掲げる特定化学物質等を  
製造し、又は取り扱う作業(試験研究の  
ため取り扱う作業を除く。)
- 十九 別表第四第一号から第十号までに掲  
げる鉛業務(遠隔操作によつて行なう隔  
離室におけるものを除く。)に係る作業
- 二十 別表第五第一号から第六号まで又は  
第八号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠  
隔操作によつて行なう隔離室におけるも  
のを除くものとし、同表第六号に掲げる  
業務にあつては、ドラムかんその他の容  
器の積卸しの業務に限る。)に係る作業
- 二十一 別表第六第一号、第二号、第五号  
又は第七号から第十一号までに掲げる酸

素欠乏危険場所（同表第五号に掲げる場所にあつては、チツプ又は魚油を入れてあるタンク、船倉、ホツパーその他の貯蔵施設の内部に限る。）における作業  
（昭五〇政四・一部改正）

（統括安全衛生責任者を選任すべき業種等）

第七条 法第十五条第一項の政令で定める業種は、造船業とする。

2 法第十五条第一項ただし書及び同条第三項の政令で定める労働者の数は、常時五十人とする。

（安全委員会を設けるべき事業場）

第八条 法第十七条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、第二条第一号又は第二条に掲げる業種の事業場で、常時百人以上の労働者を使用するものとする。

（衛生委員会を設けるべき事業場）

第九条 法第十八条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時百人以上の労働者を使用する事業場とする。

（法第三十三条第一項の政令で定める機械等）

第十条 法第三十三条第一項の政令で定める機械等は、つり上げ荷重（クレーン（移動式クレーンを除く。以下同じ。）、移動式クレーン又はデリツクの構造及び材料に依じて負荷させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。）が〇・五トン以上の移動式クレーン及び別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるとする。

（法第三十四条の政令で定める建築物）

第十一条 法第三十四条の政令で定める建築物は、事務所又は工場の用に供される建築物とする。

（特定機械等）

第十二条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一 ボイラー（小型ボイラー並びに船舶安

全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の適用を受けるものを除く。）

二 第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の適用を受けるものを除く。）

三 つり上げ荷重が三トン以上（スタツカ一式クレーンにあつては、一トン以上）のクレーン

四 つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン

五 つり上げ荷重が二トン以上のデリツク

六 積載荷重（エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。）、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の

- 荷重をいう。以下同じ。)が一トン以上のエレベーター
- 七 ガイドレール(昇降路を有するものにあつては、昇降路。次条第二十九号において同じ。)の高さが十八メートル以上の建設用リフト(積載荷重が〇・二五トン未満のものを除く。次条第二十九号において同じ。)
- 八 ゴンドラ
- (労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)
- 第十三条 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。
- 一 プレス機械又はシャアの安全装置
  - 二 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置
  - 三 防爆構造電気機械器具(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるものを除く。)
- 四 クレーン又は移動式クレーンの過負荷

- 防止装置
- 五 防じんマスク(ろ過材、面体及び排気弁を有するものに限り。)
- 六 防毒マスク(ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他労働省令で定めるものに限り。)
- 七 アセチレン溶接装置のアセチレン発生器
- 八 第二種压力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス取締法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)
- 九 研削盤、研削といし及び研削といしの覆い
- 十 木材加工用丸のこ盤及びその反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置
- 十一 手押しかなな盤及びその刃の接触予防装置
- 十二 動力により駆動されるプレス機械
- 十三 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の安全器
- 十四 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

- 十五 絶縁用保護具(その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限り。)
- 十六 絶縁用防具(その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路に用いられるものに限り。)
- 十七 活線作業用装置(その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては六百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限り。)
- 十八 活線作業用器具(その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限り。)
- 十九 絶縁用防護具(対地電圧が五十ボルトを超える充電電路に用いられるものに限り。)
- 二十 フォークリフト
- 二十一 別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの

- 二十二 型わく支保工用のパイプサポート
- 二十三 小型ボイラー（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）
- 二十四 小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス取締法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）
- 二十五 つり上げ荷重が〇・五トン以上三トン未満（スタツカー式クレーンにあつては、〇・五トン以上一トン未満）のクレーン
- 二十六 つり上げ荷重が〇・五トン以上三トン未満の移動式クレーン
- 二十七 つり上げ荷重が〇・五トン以上二トン未満のデリック
- 二十八 積載荷重が〇・二五トン以上一トン未満のエレベーター
- 二十九 ガイドレールの高さが十メートル以上十八メートル未満の建設用リフト
- 三十 積載荷重が〇・二五トン以上の簡易リフト
- 三十一 再圧室

- 三十二 潜水器
- 三十三 波高値による定格管電圧が十キロボルト以上のエツクス線装置（エツクス線又はエツクス線装置の研究又は教育のため、使用のつど組み立てるもの及び薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第四項に規定する医療用具で、労働大臣が厚生大臣と協議して定める事項に関し、同法第四十二条第二項の規定により当該医療用具についての基準が設けられているものを除く。）
- 三十四 ガンマ線照射装置（薬事法第二条第四項に規定する医療用具で、労働大臣が厚生大臣と協議して定める事項に関し、同法第四十二条第二項の規定により当該医療用具についての基準が設けられているものを除く。）
- 三十五 紡績機械及び製綿機械で、ビーター、シリンドラー等の回転体を有するもの
- 三十六 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、第一条第三号イからニまでに掲げるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用

- を受けるものを除く。）
- 三十七 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力一キログラム毎平方センチメートル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をキログラム毎平方センチメートルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス取締法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）
- 三十八 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第七号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が〇・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス取締法又はガス事業法



の適用を受けるものを除く。)

(昭五〇政四・一部改正)

(検定を受けるべき機械等)

第十四条 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、前条第一号から第八号まで、第十号、第十四号から第十六号まで、第二十三号、第二十四号及び第三十九号に掲げる機械等(同条第二号に掲げる機械等にあつては同号に掲げる急停止装置に限るものとし、同条第十号に掲げる機械等にあつては同号に掲げる歯の接触予防装置のうち可動式のものに限る。)とする。

(昭五〇政四・一部改正)

(編注) 傍線部分は未施行

(定期に自主検査を行なうべき機械等)

第十五条 法第四十五条の政令で定める機械等は、次のとおりとする。  
一 第十二条各号に掲げる機械等及び第十三条第八号、第十二号、第十五号から第十八号まで、第二十号、第二十一号又は第二十三号から第三十号までに掲げる機

械等

- 二 動力により駆動されるシヤ一
- 三 動力により駆動される遠心機械
- 四 化学設備(別表第一に掲げる危険物(火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類を除く。)を製造し、若しくは取り扱い、又はシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う設備(配管を除く。))で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。)及びその附属設備
- 五 アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置(これらの装置の配管のうち、地下に埋設された部分を除く。)
- 六 乾燥設備及びその附属設備
- 七 動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの(鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)、地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)又は軌道法(大正十年法律第七十六号)の適用を受

けるものを除く。)

- 八 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置で、労働省令で定めるもの
- 九 特定化学設備(別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。)及びその附属設備
- 十 ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるもの

(昭五〇政四・一部改正)

(製造等が禁止される有害物等)

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。  
一 黄りんマツチ  
二 ベンジジン及びその塩  
三 四一アミノジフェニル及びその塩  
四 四一ニトロジフェニル及びその塩  
五 ビス(クロロメチル)エーテル  
六 ベーターナフチルアミン及びその塩  
七 ベンゼンを含有するゴムのりで、その

含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの  
の溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセント  
を超えるもの

八 第二号から第六号までに掲げる物をそ  
の重量の一パーセントを超えて含有する  
製剤その他の物

2 法第五十五条ただし書の政令で定める要  
件は、次のとおりとする。

一 製造、輸入又は使用について、労働省  
令で定めるところにより、都道府県労働  
基準局長に届出書を提出すること。この  
場合において、輸入貿易管理令(昭和二  
十四年政令第四百十四号)第九条第一項  
の規定による輸入割当てを受けるべき物  
の輸入については、同項の輸入割当てを  
受けたことを証する書面を当該届出書に  
添附しなければならない。

二 労働大臣が定める基準に従つて製造し、  
又は使用すること。

(昭五〇政四・一部改正)

(製造の許可を受けるべき有害物)

第十七条 法第五十六条第一項の政令で定め

る物は、別表第三第一号に掲げる第一類物  
質とする。

(名称等を表示すべき有害物)

第十八条 法第五十七条の政令で定める物は、  
次のとおりとする。

- 一 アクリルアミド
- 一 の二 アクリロニトリル
- 二 アルキル水銀化合物(アルキル基がメ  
チル基又はエチル基である物に限る。)
- 二 の二 石綿
- 三 エチレンジイミン
- 四 塩化ビニル
- 五 オーラミン
- 六 オルトーフタロジニトリル
- 七 カドミウム化合物
- 八 クロム酸及びその塩
- 九 クロロホルム
- 九 の二 クロロメチルメチルエーテル
- 九 の三 五酸化バナジウム
- 九 の四 コールタール
- 十 三酸化砒素
- 十一 四アルキル鉛

- 十二 シアン化カリウム
- 十三 シアン化ナトリウム
- 十四 四塩化炭素

- 十四 の二 三・三・ジクロロ四・四・ジ  
アミノジフェニルメタン
- 十五 臭化メチル
- 十六 重クロム酸及びその塩
- 十七 水銀及びその無機化合物(硫化水銀  
を除く。)

- 十八 一・一・二・二・テトラクロルエタ  
ン(別名四塩化アセチレン)
- 十九 テトラクロルエチレン(別名パーク  
ロルエチレン)

- 二十一 トリクロルエチレン
- 二十二 トリレンジイソシアネート
- 二十三 トルエン
- 二十四 鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その  
他の労働大臣が指定する物に限る。)

- 二十五 ニツケルカルボニル
- 二十六 二硫化炭素
- 二十七 ノルマルヘキサン
- 二十七 の二 パラジメチルアミノアゾベ

ンゼン

二十八 パラーニトロクロルベンゼン

二十九 フェノール

三十 弗<sup>ふ</sup>化水素

三十一 ベータープロピオラクトン

三十二 ベンゼン

三十三 ペンタクロルフェノール(別名P

CP)及びそのナトリウム塩

三十四 ホルムアルデヒド

三十五 マゼンタ

三十六 メタノール

三十七 沃<sup>よ</sup>化メチル

三十七の二 硫化水素ナトリウム

三十七の三 硫化ナトリウム

三十八 硫酸ジメチル

三十九 前各号に掲げる物を含む製剤

その他の物で、労働省令で定めるもの

(昭五〇政四・一部改正)

(職長等の教育を行なうべき業種)

第十九条 法第六十条の政令で定める業種は、

次のとおりとする。

一 建設業

二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 食料品・たばこ製造業(化学調味料

製造業及び動植物油脂製造業を除く。)

ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を

除く。)

ハ 衣服その他の繊維製品製造業

ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業

を除く。)

ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物

加工業

三 電気業

四 ガス業

五 自動車整備業

六 機械修理業

(就業制限に係る業務)

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定め

る業務は、次のとおりとする。

一 発破の場合におけるせん孔、装てん、

結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の

点検及び処理の業務

二 制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運

転の業務

三 ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取

扱いの業務

四 前号のボイラー又は第一種压力容器

(小型压力容器を除く。)の溶接(自動溶

接機による溶接、管(ボイラーにあつて

は、主蒸気管及び給水管を除く。)の周継

手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じ

ない部分の溶接を除く。)の業務

五 第六条第十六号のボイラー又は同条第

十七号の第一種压力容器の整備の業務

六 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン

(床上で運転し、かつ、当該運転をする

者が荷の移動とともに移動する方式のク

レーン及び跨線<sup>こせん</sup>テルハを除く。)の運転の

業務

七 つり上げ荷重が五トン以上の移動式ク

レーンの運転(道路交通法(昭和三十五

年法律第五号)第二条第一項第一号に

規定する道路(以下この条において「道

路」という。)上を走行させる運転を除く。)

の業務

八 つり上げ荷重が五トン以上のデリック

の運転の業務

- 九 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水深十メートル以上の場所において行なう業務
- 十 可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務
- 十一 最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
- 十二 機体重量が三トン以上の別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
- 十三 制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

（作業環境測定を行わなければならない作業場）

第二十一条 法第六十五条の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

- 一 土石、岩石又は鉱物の粉じんを著しく発散する屋内作業場
- 二 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、労働省令で定めるもの
- 三 著しい騒音を発する屋内作業場で、労働省令で定めるもの
- 四 坑内の作業場で、労働省令で定めるもの
- 五 中央管理方式の空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう。）を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの
- 六 別表第二に掲げる放射線業務を行なう作業場で、労働省令で定めるもの
- 七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質等を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場
- 八 別表第四第一号から第八号まで、第十

号又は第十六号に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行なう隔離室におけるものを除く。）を行なう屋内作業場

- 九 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所において作業を行なう場合の当該作業場
- 十 別表第八に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で労働省令で定めるものを行なう屋内作業場

（昭五〇政四・一部改正）

（健康診断を行わなければならない業務）

- 第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。
- 一 第六条第一号に掲げる作業に係る業務及び第二十条第九号に掲げる業務
  - 二 別表第二に掲げる放射線業務
  - 三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質等を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）又は第十六条第一項各号

に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務

四 別表第四に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行なう隔離室におけるものを除く。）

五 別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行なう隔離室におけるものを除く。）

六 屋内作業場、タンク、船倉又は坑において別表第八第一号又は第二号に掲げる有機溶剤（当該有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントをこえて含有するものを含む。）を製造し、又は取り扱う業務で、労働省令で定めるもの

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、又は取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十二号若しくは第十七号に掲げる物又は第二十四号に掲げる

物で第十二号若しくは第十七号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）とする。

一 ベンジジン及びその塩

二の二 ビス（クロロメチル）エーテル

二 ベーターナフチルアミン及びその塩

三 ジクロルベンジン及びその塩

四 アルファーナフチルアミン及びその塩

五 オルトトリジン及びその塩

六 ジアニシジン及びその塩

七 ベリリウム及びその化合物

八 石綿

九 エチレンジイミン

十 塩化ビニル

十一 オーラミン

十二 クロム酸及びその塩

十三 クロロメチルメチルエーテル

十四 コールタール

十五 三酸化砒素

十六 三・三・ジクロロ・四・四・ジアミノジフェニルメタン

十七 重クロム酸及びその塩

十八 ニツケルカルボニル

十九 パラージメチルアミノアゾベンゼン

二十 ベータープロピオラクトン

二十一 ベンゼン

二十二 マゼンタ

二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二十四 第八号から第二十二号までに掲げる物を含む製剤その他の物で、労働省令で定めるもの

3 法第六十六条第三項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

(昭五〇政四・一部改正)

(健康管理手帳を交付する業務)

第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントをこえて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
- 二 ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントをこえて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
- 三 粉じん作業（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第一項第二号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務
- 四 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩（これらの物をその重量の一パーセントをこえて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物を鉍石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）
- 五 三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の三パーセントをこえて含有する鉍石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務
- 六 製鉄用コークス又は製鉄用発生炉ガス

を製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。）

（昭五〇政四・一部改正）

（計画の届出をすべき業種等）

- 第二十四条** 法第八十八条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、第十九条第二号から第六号までに掲げる業種の事業場で、電気使用設備の定格容量の合計が三百キロワット以上のものとする。
- 2 法第八十八条第三項の政令で定める業種は、土石採取業とする。

（法第二百二条の政令で定める工作物）

**第二十五条** 法第二百二条の政令で定める工作物は、次のとおりとする。

- 一 電気工作物
- 二 熱供給施設
- 三 石油パイプライン

附 則 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 第十三条第十四号から第十九号まで、
- 二 第二十二号及び第三十一号から第三十四号までの規定 昭和四十八年一月一日
- 二 第十三条第四号及び第二十一号、第二十一条第一号及び第三号、第二十二号第一項第一号、別表第三第三号8、別表第四第五号（鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込に係る部分に限る。）、第七号（仕上げの業務に係る部分に限る。）及び第十二号（鉛等の鑄込に係る部分に限る。）並びに別表第八第二号27の規定 昭和四十八年四月一日

（総括安全衛生管理者の選任に関する経過措置）

**第二条** 事業者は、この政令の施行の際現に設置されている事業場で、第二条の事業場に該当するものについては、昭和四十七年十二月三十一日までの間は、総括安全衛生管理者を選任することを要しない。

(作業主任者に関する経過措置)

**第三条** 事業者は、第六条第六号に掲げる作業については昭和四十九年九月三十日、同条第十三号に掲げる作業については昭和四十八年三月三十一日までの間は、これらの作業の作業主任者を選任することを要しない。

**2** 事業者は、第六条第二号に掲げる作業のうちガス集合溶接装置を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の作業については、昭和四十九年九月三十日までの間は、この政令の施行の際現に労働安全衛生規則（昭和二十二年労働省令第九号）の規定によりガス集合溶接装置の溶接主任者の業務についている者を、当該事業場において、当該作業の作業主任者として選任することができる。

**3** 事業者は、第六条第八号から第十二号まで、第十四号、第十五号又は第十七号の作業については、昭和四十九年九月三十日までの間は、当該事業者が必要な技能の有無を考慮したうえ指名した者を、当該作業の

作業主任者として選任することができる。

**4** 第六条第三号の規定の適用については、昭和四十八年三月三十一日までの間は、同号中「若しくは運材索道」とあるのは「又は運材索道」と、「組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材」とあるのは「組立て又は解体」と、「こえるもの」とあるのは「こえる機械集材装置」と、「三百五十メートル以上のもの」とあるのは「、連送式にあつては三百五十メートル以上、連送式以外の式にあつては五百メートル以上の運材索道」と、「二百キログラム以上のもの」とあるのは「二百キログラム以上の運材索道」とする。

(特定機械等の製造等に関する経過措置)

**第四条** この政令の施行の際現に第十二条第五号から第七号までに掲げる機械を製造している者については、昭和四十七年十二月三十一日までの間は、法第三十七条第一項の規定は、適用しない。

**2** 法第三十七条の規定及び法第三十八条第

一項の規定（高圧ガス取締法第二十条若しくは第二十条の二、ガス事業法第二十七条の四又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第十二条の規定による検査に相当する検査に係る部分を除く。）は、高圧ガス取締法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受ける第一種圧力容器（高圧ガス取締法第四十条の容器に該当するものを除く。）についても、当分の間、適用する。

(労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置)

**第五条** 次に掲げる機械等については、法第四十二条の規定は、適用しない。

一 第十三条第四号又は第二十一号に掲げる機械等で、昭和四十八年四月一日前に製造され、又は輸入されたもの  
二 第十三条第九号に掲げる機械等（機械研削を行なう研削盤の本体に限る。）及び同条第十二号に掲げる機械等で、昭和四十六年七月一日前に製造され、又は輸入

されたもの

(検定に関する経過措置)

**第六条** 第十三条第四号に掲げる機械等については、昭和四十八年九月三十日までの間は、法第四十四条第一項の検定を受けることを要しない。

(業務規程等の認可に関する経過措置)

**第七条** 法附則第三条の規定により法第四十一条第二項又は第四十四条第一項の規定による指定を受けたものとみなされた者については、昭和四十七年十二月三十一日までの間は、法第四十八条第一項及び第五十一条第一項（これらの規定を法第五十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(製造等の禁止に関する経過措置)

**第八条** この政令の施行の際現に第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、又は使用している者は、昭和四十七年十二月三十一日までの間は、同条第二項の

要件に該当しない場合においても、当該物を製造し、又は使用することができる。

(昭五〇政四・一部改正)

(有害性の表示に関する経過措置)

**第九条** 第十八条各号に掲げる物で、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和四十八年三月三十一日までの間は、法第五十七条の規定は、適用しない。

(就業制限に関する経過措置)

**第十条** 事業者は、第二十条第五号に掲げる業務については、昭和四十八年六月三十日までの間は、この政令の施行の際現にボイラー又は第一種圧力容器を適法に取り扱っている者を、当該ボイラー又は第一種圧力容器に係る当該業務につかせることができる。この場合においては、その取り扱っている者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

**2** 事業者は、第二十条第十一号に掲げる業務（最大荷重が三トン未満のフォークリフトの運転の業務に限る。）及び同条第十二号

に掲げる業務については、昭和四十九年九月三十日までの間は、当該事業者が必要な技能の有無を選考したうえ指名した者を、これらの業務につかせることができる。この場合においては、その指名した者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

(健康管理手帳の交付に関する経過措置)

**第十一条** 都道府県労働基準局長は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二十三条の業務のいずれかに従事して離職し、かつ、同日において現に当該業務に従事していない者で、法第六十七条第一項の労働省令で定める要件に該当するものに対して、労働省令で定めるところにより、同項の当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。

(免許証等の引継ぎ)

**第十二条** 施行日前に法による改正前の労働基準法（これに基づく命令を含む。）の規定により交付された検査証、免許証その他処



分、手続その他の行為を証する書面は、それぞれ法(これに基づく命令を含む。)の相  
当規定により交付された検査証、免許証そ  
の他処分、手続その他の行為を証する書面  
とみなす。

(技能講習に関する経過措置)

**第十三条** 次に掲げる技能講習は、それぞれ  
法第十四条又は第六十一条第一項の技能講  
習とみなす。

- 一 施行日前に行なわれた技能講習で、法  
第十四条又は第六十一条第一項の技能講  
習に相当するものとして労働省令で定め  
るもの
- 二 施行日から一年以内に法第七十六条の  
規定に準じて行なわれる技能講習で、法  
第十四条又は第六十一条第一項の技能講  
習に準ずるものとして都道府県労働基準  
局長が指定するもの

(労働省令への委任)

**第十四条** この附則に定めるもののほか、沖  
縄県の区域における法及びこの政令の施行

に関して必要な事項その他必要な経過措置  
は、労働省令で定める。

**附 則** (昭和五〇年一月一四日政令第  
四号)

(施行期日)

**第一条** この政令は、昭和五十年四月一日か  
ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規  
定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十三条の改正規定及び附則第八条  
の規定 昭和五十年一月十六日
- 二 第六条第八号の次に一号を加える改正  
規定、同条第十八号の改正規定、第十三  
条に五号を加える改正規定中同条第三十  
六号から第三十八号までに係る部分、第  
十四条の改正規定中第十三条第二十三号  
及び第二十四号に係る部分、第十五条、  
第二十一条第七号、第二十二条、附則第  
八条及び別表第一から別表第八までの改  
正規定並びに次条第二号及び第三号の規  
定並びに附則第三条第一号、第四条第二  
号及び第三号並びに第六条の規定 昭和  
五十年十月一日

- 三 第十三条に五号を加える改正規定中同  
条第三十九号及び第四十号に係る部分、  
第十四条の改正規定中第十三条第二十九  
号に係る部分並びに附則第三条第二号及  
び第四条第四号の規定 昭和五十一年一  
月一日

(作業主任者に関する経過措置)

**第二条** 事業者は、次に掲げる作業について  
は、昭和五十二年三月三十一日までの間は、  
これらの作業の作業主任者を選任すること  
を要しない。

- 一 改正後の労働安全衛生法施行令(以下  
「新令」という。)第六条第五号の二に掲  
げる作業
- 二 新令第六条第八号の二に掲げる作業
- 三 新令第六条第八号、第十八号又は第二  
十一号に掲げる作業(改正前の労働安全  
衛生法施行令第六条第八号、第十八号又  
は第二十一号に掲げる作業に該当するも  
のを除く。)

(労働大臣が定める規格又は安全装置を具備

すべき機械等に関する経過措置)

第三条 次の各号に掲げる機械等で、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法(以下「法」という。)第四十二条の規定は、適用しない。

一 新令第十三条第三十六号から第三十八号までに掲げる機械等 昭和五十年十月一日

二 新令第十三条第三十九号又は第四十号に掲げる機械等 昭和五十一年一月一日

(検定に関する経過措置)

第四条 次の各号に掲げる機械等で、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入されたものについては、法第四十四条第一項の検定を受けることを要しない。

一 新令第十三条第十号又は第十四号から第十六号までに掲げる機械等 昭和五十一年四月一日

二 新令第十三条第二十三号に掲げる機械等 昭和五十一年六月一日

三 新令第十三条第二十四号に掲げる機械

等 昭和五十一年十月一日

四 新令第十三条第三十九号に掲げる機械等 昭和五十二年一月一日

(製造等の禁止に関する経過措置)

第五条 昭和五十年四月一日において現に新令第十六条第一項第五号に掲げる物又は同項第八号に掲げる物で同項第五号に係るものを試験研究のため製造し、又は使用している者は、昭和五十年六月三十日までの間は、同条第二項の要件に該当しない場合においても、当該物を製造し、又は使用することができる。

(製造の許可に関する経過措置)

第六条 昭和五十年十月一日において現に新令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同号7に掲げる物で同号3若しくは6に係るものを製造している者については、同日から昭和五十二年三月三十一日までの間は、法第五十六条の規定は、適用しない。その期間内に同条の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可

の処分があるまでの間も、同様とする。

(名称等の表示に関する経過措置)

第七条 新令第十八条第一号、第二号の二、第四号、第九号の二から第九号の四まで、第十四号の二、第二十二号、第二十七号の二、第三十一号、第三十七号の二若しくは第三十七号の三に掲げる物又は同条第三十九号に掲げる物で同条第一号、第二号の二、第四号、第九号の二から第九号の四まで、第十四号の二、第二十二号、第二十七号の二、第三十一号、第三十七号の二若しくは第三十七号の三に係るもの(同条第二十二号に掲げる物にあつてはトルエン―二・四―ジイソシアネートを除くものとし、同条第三十九号に掲げる物で同条第二十二号に係るものにあつてはトルエン―二・四―ジイソシアネートに係るものを除く。)で、昭和五十年四月一日において現に存するものについては、昭和五十年九月三十日までの間は、法第五十七条の規定は、適用しない。

(健康管理手帳の交付に関する経過措置)

第八条 都道府県労働基準局長は、昭和五十

年一月十六日前に新令第二十三条第四号から第六号までの業務のいずれかに従事して離職し、かつ、同日において現に当該業務に従事していない者で、法第六十七条第一項の労働省令で定める要件に該当するものに対して、労働省令で定めるところにより、同項の当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。

附 則 (昭和五〇年八月一日政令第二

四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和五十年八月一日)から施行する。ただし、附則第八条の規定(労働安全衛生法施行令第二十一条の見出しを改める部分を除く。)は、法附則第四条のうち労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十五条の改正規定中同条に四項を加える部分の施行の日から施行する。

別表第一 危険物(第一条、第六条、第十五

条関係)

(昭五〇政四・一部改正)

一 爆発性の物

- 1 ニトログリコール、ニトログリセリン、ニトロセルロースその他の爆発性の硝酸エステル類
- 2 トリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸その他の爆発性のニトロ化合物
- 3 過酢酸、メチルエチルケトン過酸化物、過酸化ベンゾイルその他の有機過酸化物

二 発火性の物

- 1 金属「リチウム」
- 2 金属「カリウム」
- 3 金属「ナトリウム」
- 4 黄りん
- 5 硫化りん
- 6 赤りん
- 7 セルロイド類
- 8 炭化カルシウム(別名カーバイド)
- 9 りん化石灰

- 10 マグネシウム粉
- 11 アルミニウム粉
- 12 マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉
- 13 亜二チオン酸ナトリウム(別名ハイドロサルファイト)

三 酸化性の物

- 1 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類
- 2 過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類
- 3 過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物
- 4 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
- 5 亜塩素酸ナトリウムその他の亜塩素酸塩類
- 6 次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類

四 引火性の物

- 1 エチルエーテル、ガソリン、アセト

- アルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素その他の引火点が零下三〇度未満の物
- 2 ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が零下三〇度以上零度未満の物
  - 3 メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ペンチル（別名酢酸アミル）その他の引火点が零度以上三〇度未満の物
  - 4 灯油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）、酢酸その他の引火点が三〇度以上六五度未満の物
  - 5 可燃性のガス（水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度一五度、一気圧において気体である可燃性の物をいう。）
- 別表第二 放射線業務**（第六条、第二十一条、第二十二条関係）  
（昭五〇政四・一部改正）
- 一 エックス線装置の使用又はエックス線

- の発生を伴う当該装置の検査の業務
- 二 サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線（アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。）の発生を伴う当該装置の検査の業務
  - 三 エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務
  - 四 労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務
  - 五 前号の放射性物質の取扱いの業務
  - 六 原子炉の運転の業務
  - 七 坑内における核原料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第三号に規定する核原料物質をいう。）の掘採の業務
- 別表第三 特定化学物質等**（第六条、第十五条、第十七条、第二十一条、第二十二条関係）  
（昭五〇政四・全改）

- 一 第一類物質
  - 1 ジクロルベンジジン及びその塩
  - 2 アルファーナフチルアミン及びその塩
  - 3 塩素化ビフェニル（別名PCB）
  - 4 オルトトリジン及びその塩
  - 5 ジアニジン及びその塩
  - 6 ベリリウム及びその化合物
  - 7 1から6までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）
- 二 第二類物質
  - 1 アクリルアミド
  - 2 アクリロニトリル
  - 3 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）
  - 4 石綿
  - 5 エチレンイミン
  - 6 塩化ビニル
  - 7 塩素

- 8 オーラミン
- 9 オルトーフタロジニトリル
- 10 カドミウム及びその化合物
- 11 クロム酸及びその塩
- 12 クロロメチルメチルエーテル
- 13 五酸化バナジウム
- 14 コールタール
- 15 三酸化砒素
- 16 シアン化カリウム
- 17 シアン化水素
- 18 シアン化ナトリウム
- 19 三・三・ジクロロ・四・四・ジアミノジフェニルメタン
- 20 臭化メチル
- 21 重クロム酸及びその塩
- 22 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)
- 23 トリレンジイソシアネート
- 24 ニツケルカルボニル
- 25 ニトログリコール
- 26 パラージメチルアミノアゾベンゼン
- 27 パラーニトロクロルベンゼン

- 28 弗化水素
  - 29 ベータープロピオラクトン
  - 30 ベンゼン
  - 31 ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩
  - 32 マゼンタ
  - 33 マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)
  - 34 沃化メチル
  - 35 硫化水素
  - 36 硫酸ジメチル
  - 37 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、労働省令で定めるもの
- 三 第三類物質
- 1 アンモニア
  - 2 一酸化炭素
  - 3 塩化水素
  - 4 硝酸
  - 5 二酸化硫黄
  - 6 フェノール
  - 7 ホスゲン
  - 8 ホルムアルデヒド

9 硫酸

10 1から9までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、労働省令で定めるもの

**別表第四 鉛業務(第六条、第二十一条、第二十二条関係)**  
(昭五〇政四・一部改正)

一 鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取扱いの業務(鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が五〇リットルをこえない作業場における四五〇度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。次号から第七号まで、第十二号及び第十六号において同じ。)

二 銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鉱(鉛を三パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。)、当該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程にお

- いて生ずるものに限る。)の取扱いの業務
- 三 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
- 四 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
- 五 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務
- 六 鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。)を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷

- のための攪拌、ふるい分け、煨焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
- 七 鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)
- 八 鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破砕、溶接、溶断、切断、鋳打ち(加熱して行なう鋳打ちに限る。)、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
- 九 鉛装置の内部における業務
- 十 鉛装置の破砕、溶接、溶断又は切断の業務(前号に掲げる業務を除く。)
- 十一 転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務
- 十二 ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、糊薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
- 十三 自然換気が不十分な場所におけるは

- んだ付けの業務(臨時に行なう業務を除く。次号から第十六号までにおいて同じ。)
- 十四 鉛化合物を含有する糊薬を用いて行なう施釉又は当該施釉を行なった物の焼成の業務
- 十五 鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なった物の焼成の業務(筆若しくはスタンプによる絵付け又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成窯による焼成の業務で、労働省令で定めるものを除く。)
- 十六 溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務
- 十七 動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
- 十八 前各号に掲げる業務を行なう作業場所における清掃の業務(第九号に掲げる業務を除く。)
- 備考
- 一 「鉛等」とは、鉛、鉛合金及び鉛化合物並びにこれらと他の物との混合物

(焼結鉱、煙灰、電解スライム及び鉱さいを除く。)をいう。

二 「焼結鉱等」とは、鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずる焼結鉱、煙灰、電解スライム及び鉱さい並びに銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずる煙灰及び電解スライムをいう。

三 「鉛合金」とは、鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を当該合金の重量の10パーセント以上含有するものをいう。

四 「含鉛塗料」とは、鉛化合物を含有する塗料をいう。

五 「鉛装置」とは、粉状の鉛等又は焼結鉱等が内部に付着し、又はたい積している炉、煙道、粉碎機、乾燥器、除じん装置その他の装置をいう。

**別表第五** 四アルキル鉛等業務(第六条、第二十二条関係)

(昭五〇政四・一部改正)

一 四アルキル鉛(四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・

二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含有するアンチノック剤をいう。以下同じ。)を製造する業務(四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。)

二 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務(四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。)

三 前二号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)

四 四アルキル鉛及び加鉛ガソリン(四アルキル鉛を含有するガソリンをいう。)(以下「四アルキル鉛等」という。)によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務

五 四アルキル鉛等を含有する残さい物(廃液を含む。以下同じ。)を取り扱う業務

六 四アルキル鉛が入っているドラム罐その他の容器を取り扱う業務

七 四アルキル鉛を用いて研究を行なう業務

八 四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務(二号又は第四号に掲げる業務に該当するものを除く。)

**別表第六** 酸素欠乏危険場所(第六条、第二十一条関係)

(昭五〇政四・一部改正)

一 次の地層に接し、又は通ずる井戸等(井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。)の内部(次号に掲げる場所を除く。)

イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分

ロ 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層

ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層

- ニ 炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層
- ホ 腐泥層
- 二 長期間使用されていない井戸等の内部
- 三 ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ又はマンホールの内部
- 三の二 雨水、海水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことの暗きよ又はマンホールの内部
- 四 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設（内部がステンレス鋼製のもの又は内部にさび止めを施したものを除く。）の内部
- 五 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空气中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパ―その他の貯蔵施設の内部
- 六 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室

- 倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
- 七 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部
- 八 しょうゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部
- 九 し尿、腐泥、汚水その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあるタンク、船倉、暗きよ、浄化槽又は汚水樹の内部
- 十 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナーの内部
- 十一 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部
- 十二 前各号に掲げる場所のほか、労働大臣が定める場所

別表第七 建設機械（第十条、第十三条、第

二十条関係）

（昭五〇政四・一部改正）

- 一 整地・運搬・積込み用機械
  - 1 ブル・ドーザー
  - 2 モーター・グレーダー
  - 3 トラクター・シヨベル
  - 4 ずり積機
  - 5 スクレーパー
  - 6 スクレープ・ドーザー
  - 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械
- 二 掘削用機械
  - 1 パワー・シヨベル
  - 2 ドラグ・シヨベル
  - 3 ドラグライン
  - 4 クラムシエル
  - 5 バケツト掘削機
  - 6 トレンチャー
  - 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械
- 三 基礎工専用機械
  - 1 くい打機



- 2 くい抜機
- 3 アース・ドリル
- 4 リバース・サーキュレーション・ドリル
- 5 せん孔機(チュービングマシンを有するものに限る。)
- 6 アース・オーガー
- 7 ペーパー・ドレーン・マシン
- 8 1から7までに掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械
- 四 締固め用機械
- 1 ローラー
- 2 1に掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械
- 別表第八 有機溶剤(第二十一条、第二十二  
条関係)  
(昭五〇政四・一部改正)
- 一 第一種有機溶剤
- 1 クロロホルム
- 2 四塩化炭素
- 3 一・二―ジクロルエタン(別名二塩  
化エチレン)

- 4 一・二―ジクロルエチレン(別名二  
塩化アセチレン)
- 5 一・一・二・二―テトラクロルエタ  
ン(別名四塩化アセチレン)
- 6 二硫化炭素
- 7 1から6までに掲げる物のみの混合  
物
- 8 1から7までに掲げる物と次号又は  
第三号に掲げる物との混合物で、1か  
ら7までに掲げる物を当該混合物の重  
量の五パーセントを超えて含有するも  
の
- 二 第二種有機溶剤
- 1 アセトン
- 2 イソブチルアルコール
- 3 イソプロピルアルコール
- 4 イソペンチルアルコール(別名イソ  
アミルアルコール)
- 5 エチルエーテル
- 6 エチレングリコールモノエチルエー  
テル(別名セロソルブ)
- 7 エチレングリコールモノエチルエー  
テルアセテート(別名セロソルブアセ

- テート)
- 8 エチレングリコールモノブチルエー  
テル(別名ブチルセロソルブ)
- 9 エチレングリコールモノメチルエー  
テル(別名メチルセロソルブ)
- 10 オルト―ジクロルベンゼン
- 11 キシレン
- 12 クレゾール
- 13 クロルベンゼン
- 14 酢酸イソブチル
- 15 酢酸イソプロピル
- 16 酢酸イソペンチル(別名酢酸イソア  
ミル)
- 17 酢酸エチル
- 18 酢酸ブチル
- 19 酢酸プロピル
- 20 酢酸ペンチル(別名酢酸アミル)
- 21 酢酸メチル
- 22 シクロヘキサノール
- 23 シクロヘキサノン
- 24 一・四―ジオキサソ  
ン)
- 25 ジクロルメタン(別名二塩化メチレ

- 26 テトラクロルエチレン(別名パーク  
ロルエチレン)
- 27 一・一・一トリクロルエタン
- 28 トリクロルエチレン
- 29 トルエン
- 30 一ブタノール
- 31 ニブタノール
- 32 メタノール
- 33 メチルイソブチルケトン
- 34 メチルエチルケトン
- 35 メチルシクロヘキサノール
- 36 メチルシクロヘキサノン
- 37 メチルブチルケトン
- 38 1から37までに掲げる物のみの混  
合物
- 39 1から38までに掲げる物と前号又  
は次号に掲げる物との混合物で、1か  
ら38までに掲げる物を当該混合物の  
重量の五パーセントを超えて含有す  
るもの(前号8に掲げる混合物を除  
く。)
- 2 コールタールナフサ(ソルベントナ  
フサを含む。)
- 3 石油エーテル
- 4 石油ナフサ
- 5 石油ベンジン
- 6 テレピン油
- 7 ノルマルヘキサン
- 8 ミネラルスピリット(ミネラルシン  
ナー、ペトロリウムスピリット、ホワ  
イトスピリット及びミネラルターペン  
を含む。)
- 9 1から8までに掲げる物のみの混合  
物
- 10 1から9までに掲げる物と前二号に  
掲げる物との混合物(第一号8又は前  
号39に掲げる混合物を除く。)
- 三 第三種有機溶剤
- 1 ガソリン